

耕畜連携推進事業（機械導入等支援）第3回要望調査について

1 事業目的・効果等

肥飼料の高騰による農業経営の負担軽減と持続可能な農畜産業の実現に資するため、畜産堆肥を活用した飼料生産等を拡大する耕畜連携の取組を推進し、飼料の生産・調整機器や堆肥の保管、散布等に必要な機器、施設等の導入経費を助成します。

2 事業の内容

(1) 対象機械機器装置、施設

- ・飼料生産等関連：播種機、刈取機、稲わら収集機、梱包機、獣害防止施設等
- ・堆肥保管散布関連：堆肥散布機(マニアスプレッタ)、小型堆肥保管庫 堆肥造粒機等
 - ※ トラクター等につけるアタッチメントも対象です。
 - ※ 飼料生産・家畜排せつ物由来堆肥の散布に特化したものに限ります。
 - ※ 実施要領別記に記載の機械装置は、飼料生産等に係る作業期間中に他用途で使用されない場合に限り、汎用性のある機械であっても補助対象とします。
(例：野菜種子にも使用可能な播種機)
 - ※ 採択に当たっては、汎用性のない機械を優先します。

(2) 実施主体

農協、農事組合法人、株式会社、畜産農家、耕種農家 等

- ※ 畜産を営まない場合は、県内畜産農家との飼料又は堆肥供給に係る契約が必要です。

(3) 事業要件

自給飼料の生産、県内畜産農家への飼料供給、県内産飼料の利用又は県内畜産農家由来の堆肥の利用を行う者で、機器等の導入により以下のいずれかの取組を行うことが必要です。

- ア 県内における自給飼料増産
- イ 県内における飼料仕向け稲ワラ収集の拡大
- ウ 県内における畜産堆肥のほ場散布の増大

(4) 補助率、補助対象等

補助率 : 1/2 以内 (財源: 重点支援地方交付金 (国))

補助上限 : 1 件(1 施設、1 機器等をそれぞれ 1 件とする)あたり **2,500 千円以内**

補助対象 : 以下のアまたはイのいずれかの取組に限る。

- ア 機器等のみ導入：要領記載の対象機器(堆肥切返作業機を除く)を 1 実施主体 1 台限り
- イ 施設の整備：要領記載の対象施設を 1 実施主体 1 施設限り (ただし、堆肥保管施設を整備する場合は、堆肥調製散布関係機械装置 (1 実施主体 2 台以内) も対象

本事業はリース方式ではなく、購入方式です。

導入した機器等は、耐用年数期間（農業機械では一般的に 7 年）において、実施主体が責任を持って修理・メンテナンス等を実施し、使用し続けることが条件となっています。

- ※ 令和 9 年 2 月中に機器の納品と業者への支払い完了が必要になります。

(5) 要望方法

要望調査用紙と添付書類を**令和 8 年 9 月 18 日 (金)**までに洲本市農政課へご提出ください。

3 事業スケジュール:

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 要望調査期限等 | 令和 8 年 9 月 18 日 (金) |
| (2) 割当 | 令和 8 年 10 月中旬予定 |
| (3) 計画承認、交付申請等 | 要望調査に基づく割当以降 |
| (4) 事業完了 | 令和 9 年 2 月末まで |